

鳥衝突報告要領

1. 目的

この鳥衝突報告要領(以下、「要領」という。)は、主として空港及びその周辺における効果的な鳥衝突防止対策を講じるため、鳥衝突の報告方法を定め、また、国際民間航空条約(ICAO)の第14付属書第 巻9.4.2項に基づき、収集した報告のICAOのデータベース(IBIS: International Birdstrike Information System)への登録方法を定めるものである。

2. 定義

この要領で使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1)「鳥衝突(バードストライク)」とは、航空機と鳥との衝突をいう。

なお、空港及びその周辺で鳥の死骸等が回収されず、かつ、機体点検においても損傷や痕跡が確認されなかった場合であっても、機長が衝撃、音等により鳥衝突と判断した場合は鳥衝突として扱う。

(2)「鳥とのニアミス」とは、鳥と衝突のおそれがあったものをいう。

3. 適用

この要領は次の区域と飛行区分に適用される。

(1)本邦内の空港における駐機、地上走行、離陸滑走又は着陸滑走中

(2)本邦内の空港及びその周辺における上昇、降下又は進入中

(3)上記以外の福岡 FIR 内における航行中

4. 運航者又は機長がとるべき措置

運航者又は機長は、鳥衝突又は鳥とのニアミスがあった場合は、6.により鳥衝突報告を作成し、次に掲げる時期に5.に示す機関あて電子メール、郵送又はファクシミリにより提出するものとする。

(1)航空機の顕著な損傷又は計画した飛行の変更を伴う鳥衝突にあつては、その都度、判明している事項について、できる限り速やかに

(2)(1)以外の鳥衝突又は鳥とのニアミスにあつては、月単位でとりまとめて翌月10日までに

また、整備士又は空港管理者からの航空機の損傷状況又は鳥の種類に係るより詳細な情報を入手した場合は、(1)及び(2)の報告の後においても、入手した情報を送付するよう努めること。

5. 鳥衝突報告の提出先

(1)特定本邦航空運送事業者にあつては航空局

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2 - 1 - 3
国土交通省航空局管制保安部運用課
ファックス 03(5253)1664
E-mail: jcab-birdrep@mlit.go.jp

- (2)(1)以外の本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者にあつては、本社が所在する場所を管轄する地方航空局(ただし、グループ航空会社に係る報告として特定本邦航空運送事業者から提出されている場合を除く)

(東京航空局)

〒102-0074

東京都千代田区九段南1-1-15

国土交通省東京航空局保安部運用課

ファックス 03(5216)5571

E-mail: tcab-birdrep@tcab.mlit.go.jp

(大阪航空局)

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76

国土交通省大阪航空局保安部運用課

ファックス 06(6920)4041

E-mail: ocab-birdrep@ocab.mlit.go.jp

- (3)(1)又は(2)以外の全ての運航者(外国運航者を含む)

(1)又は(2)のいずれかの機関

6. 鳥衝突報告様式記入要領

- (1)報告は、原則として鳥衝突報告様式によること。なお、運航者が独自に様式を定める場合は、鳥衝突報告様式の項目が全て含まれていること。

別添様式は、国土交通省のホームページ(<http://www.mlit.go.jp/koku/birdrep.html>)からダウンロードできる。

- (2)鳥衝突報告様式は日本語又は英語で記入すること。

- (3)「その他(詳細を記入)/other(specify)」欄は_____に詳細を記入すること。

- (4)鳥とのニアミスの場合は「衝突を受けた航空機の部分/Parts of Aircraft」及び「鳥の数/Number of Birds」における「衝突/Struck」欄はチェックしないこと。

- (5)航空機の損傷を伴う鳥衝突(バードストライク)にあつては、「備考/Remarks」欄にできる限りコスト等を含めた詳細を記入することが望ましい。

- (6)報告担当者の連絡先を明記すること。

7. IBISへの登録

航空局は、半年に1回、取りまとめた情報を国際民間航空機関が管理するデータベース(IBIS)に登録することとする。

附則(平成21年7月14日)

本要領は、平成21年8月1日より適用する。

なお、本要領の適用をもって、通達「データベース化に伴う鳥衝突報告様式(依頼)(空用411号、平成11年12月7日)」及び通達「鳥衝突のデータベース化に伴う情報提供について(依頼)(空用第225号、平成12年5月29日)」は廃止する。